

平成18年度第3回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成19年2月19日(月)に開催された平成18年度第3回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成19年2月19日(月) 午後3時から午後5時まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 泉耿子, 加藤曜子, 北澤和彦, 桑原千香, 高橋文伸, 中田昭孝,
永田広道, 中本和洋(敬称略。五十音順)

(事務担当者) 大橋直孝, 島田幸男, 長路基樹, 寺田行廣, 荒木直彦, 浅野和之,
以倉康充

(庶務) 藤井祥裕, 木村貴志

4 議事

- ・ 委員長あいさつ
- ・ 事務担当者の説明
別紙のとおり
- ・ 意見交換

※ 以下, 委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。

- 大阪弁護士会家事相談センターに平成18年6月から平成19年1月までに828件の相談があり, 離婚に伴うDV相談は53件であった。ただし, DVという問題を意識してデータ処理しておらず, 相談票の中に暴力についての記載があるものだけを集計した相談件数がこの数字である。したがって, 暴力が離婚原因として競合していても相談票に文字として入っていないケースは除かれていると御理解いただきたい。実際には3倍ぐらいは暴力が離婚原因として

競合する事例と考えられるので、100件から150件ぐらいはDVが離婚原因となっているのではないかと思われる。

- 大阪市女性協会が開いている相談室では、毎週金曜日がDV専門の相談日であり、17年度は、465件であった。また、DVに限定しない平日の相談日にDV関係の相談もあるとのことであった。

相談室では、家裁の資料を配布したり、家裁の手続きについての説明をしているとのこと、何件家裁へ紹介したという数字はないが、家裁との連携を常に意識しているとのことであった。

- 暴力を申し立ての動機とする離婚調停の成立率が、通常の離婚調停の成立率よりも低くなる理由は何か。

また、こうしたDVの事件の中で、実際に医務室としてかかわる事案の比率がわかれば教えていただきたい。

△ 2つ目の御質問であるが、医務室が関与する比率は9割以上である。

△ 先の質問であるが、具体的に何が要因となって調停成立の率が低くなっているのかは、明確な資料がない。

- 表面的にDV事件とわかるものもあるが、内に潜んでいるという事件もたくさんある。

後者の場合、自分が被害者の場合であっても、自分にも原因があるのではないかと考える人もいる。調停続行中に、留守宅に掃除に行くような行動をとる者もいる。

明らかにDVという事件で、被害者が身を隠しているような場合は、代理人がついている場合が多いし、暴力を受けた人の要望が強いことから、調停で離婚が成立することが多い。また、加害者の側が暴力を犯したと認識していない場合などは、意見の食い違いがあり、調停では解決できない場合が多い。

- 一概に暴力を振るう夫、あるいは最近では妻もいるようですが、その事案が本当に婚姻を継続しがたいような重大なものなのかどうかという判断が難しい。

ある女性が、夫に暴力を振るわれるからと離婚調停の申立てをしたところ、1回か2回、調停が進んだ段階で、夫婦関係をこのまま努力してやってみるからと調停を取り下げたケースがあった。

暴力が原因の離婚調停では、この暴力は治らないものなのか、あるいは、努力いかんによっては多少減るものなのか、その見きわめが非常に難しい。

そこで、DVを振るう加害者は医療によって治癒されるのか、あるいはそれは難しいのか。暴力が治癒されないものであれば、やはり避難せざるを得ず、婚姻関係の継続は難しいという判断にならざるを得ないと思う。しかし、治癒、改善が見込めるのであれば、ある程度当事者の努力や愛情によってカバーできるのではないかと思う。専門家の意見を聞いてみたい。

△ 非常に本質的な質問だと思う。暴力の治療性に関しては、「あり得る。」と言えるのみである。

暴力の治療の過程というのは非常に長年にわたるものであって、その過程でも暴力は起こり得る。それにそのパートナーや家族が実際に耐え得るのか、あるいは耐える義務があるのかといった点がむしろ問題になるのではないか。幾ら殴られても、治療の可能性を信じて病院に通う方々もおられるし、半年もたたないうちに我慢できないというケースもある。そのいずれが正しくて、いずれが非難されるべきかは、我々の立場から申し上げられることではない。

治療の可能性に関しては、集団治療プログラムなどが有効と考えられており、虐待被害を受けて現在自分が暴力を振るうというような男性たちが集まり、それぞれ相互的に自分の体験を語り合うことによって、自分を改めて見つめ直すという経験を深めている例がある。

薬物では治り得ないとお答えしてよいと思う。

○ DVの離婚調停で、子供のいる家族の割合がわかれば教えていただきたい。

次に、DVのケースでは児童虐待ということもあると思うが、児童相談所との連携、連絡調整等はとっているか。そして、その比率はどのぐらいか。

また、リスクマネジメントについてであるが、海外の裁判所などを見学すると、空港にあるような凶器等を探知する機械が置いてある。日本の場合は、そこまで危険性を考える必要はないのか。

最後に、感想であるが、大阪がなぜ不成立が多いのかについて、都市の中では核家族が非常に多く、母親の経済的自立という問題があるのではないかと。

△ DVのケースにおける子供のいる家族の数は統計をとっていないのでわからないが、子供の監護を巡る事件でDVを伴っているケースはかなりある。

同居親が別居親との面接交渉を拒否する理由として、別居親が同居親に暴力を振るうからというのはいちばん多い。その別居親が子供にまで暴力を振るっている例は少ないと思うが、子供の前で派手に暴力を振るうので、やはり子供の精神にかなり影響を与えている。両親が別居していると、子供は板挟みになり、現在いる同居親の顔色を見て、その同居親に一生懸命適応しようとする。

児童虐待の問題も統計をとっていないが、母親に精神的な問題があり、どうも虐待をしている可能性があるという事例があった。母親本人の了解をとり、児童相談所と連絡調整をしたところ、児童相談所でも虐待事案として扱っており、調停の間中ずっと連携したというケースがある。児童虐待の問題がある場合は、子供の福祉が一番大事であるから必ず連携している。

△ 具体的な危害行為の防止についてであるが、警戒レベルの高い事案では、出頭時から退庁時までの態勢を事前に打ち合わせて、裁判所職員がその周辺で警戒措置をとることがある。

刑事事件では、法廷前に金属探知器のゲートを設置するという措置をとるが、調停が行われる家庭裁判所で、できるだけ平穏な雰囲気での話し合いによって解決するという手続にそうよう配慮している。

△ 調停成立率の低下の問題は、特に都市部で大きいと思うが、まず、90年代の後半あたりからの規制緩和によるグローバリズムが大きな要因ではないかと思う。経済格差が著しく広がり、貧富の差が都市部ほど激しくなってきた。そ

の被害を一番受けたのが、大阪では、町工場などでまじめにこつこつやっていたような人たちで、経済基盤が崩壊したことによって、家庭もそれに伴って崩壊し、家族の病理、家族の問題が増えたと思う。

- 大阪の成立率が低いことについて、暴力が絡む調停の不成立というのが多いのは、暴力を振るっているということを認めないような事例が多いことに加え、明らかに暴力が原因というもの以外にも、複合的に暴力が絡んでいるものがあり、母数がさらに多いので問題も大きいからなのかなと疑問に思っている。

これは感想であるが、裁判所に出頭してまでも暴れる人がいるというのには驚いた。

これも感想であるが、精神的な病気の人の調停で、結局調停は成立しても、病気が治らなければ根本的には何も解決していない。これでは暴力事件がさらに増えるのではないかと思った。

- 裁判所では、その後の追跡調査等はしていない。
- 私の担当したケースは、もし暴力があればもう1回相談に来ているはずなので、多分おさまっているのだと思う。
- 裁判所へ来ても暴れる人がいるという感想があったが、別居していて行方がわからなかったのに、裁判所に調停に来て直接顔を会わせて、興奮する人もいる。

話し合うといっても、離婚したくない、何が原因かわからないのに離婚調停が申し立てられたなど、それぞれの気持ちを抱えてやってくるから、それをふまえた対応が必要である。

成立率であるが、大阪では非常に丁寧な調停運営をしている。当事者の一方が、「これで打ち切ってください。」と言っても、片方が同意見でない場合は裁判官とも相談し、1回から2回、期日を延ばしてお互いに納得して解決することに努めている。その1件1回が全体では何千件の調停事件についてであるから、結果として長引くことになるのではないか。

△ DV事案の成立率が低い理由であるが、DVもある程度二極化していると感じる。1つは、生活が貧しく、暴力的な雰囲気の中で、家庭の中でも何かやっ
てしまうタイプ。もう1つは、割合高学歴で生活も豊かで、なかなか事実を認め
ないタイプ。このように二極化していて、とりわけ後者のタイプはなかなか
自分の非を認めないので、調停が難航して不成立になる場合が多いと感じる。

○ 私が妻に申し立てられたらどうしようという立場で話を聞いていたが、驚い
たのは、裁判所に医師がいることである。ここで提言であるが、裁判所はDV
の最後の砦の1つとして、医師までいて万全の体制をとっていることをもう少し
アピールしたほうが、市民は利用しやすいのではないか。

次に、裁判所に呼ばれたときを想像して聞いていたが、9回も裁判所に呼び
出されたらかなわないと思った。刑事裁判の公判前手続のように、もっと回数
を減らすような努力は、あまり意味がないのか。

△ 家事調停に医務室技官として立ち会いをする場合に、人によっては、なぜ精
神科医がいるんだ、おれを病気扱いするのかというような問題が発生すること
も、裁判所としては気を使っている。一般に広報すれば医師の仕事はやりやす
くなるかと思うが、そのような問題が、現状ではまだ調停を阻害する要因とな
るのではないかという印象もある。

△ 9回も呼ばれたらかなわないというのは理解できる。

しかし、4、5回目でお互い話がつかないからと不調にすると、次は裁判と
いうことになる。裁判をやれば何年かかるかわからないことになるから、それ
との比較考量で言うと、決して9回でも長くはないのではないかと思う。

□ 簡単に打ち切るのがよいかどうかはケース・バイ・ケースで、それを1つ乗
り越えると、最初は絶対そんな調停案を受け入れないと言っていたのが受け入
れたということもあるので、ケースによるということだと思う。

△ 調停期日の回数が9回というのは、粘り強く意見の調整を図った結果だと思
う。一般的には、3ないし4回程度で成立に至っていると思う。

裁判所全体で配偶者間の暴力が絡む離婚調停を平穩のうちに解決する努力していることを、広く知っていただくことも必要とは思いますが、アピールする機会が少ない。裁判所に相談等があれば、このような配慮をしていることは必ずお伝えしている。

○ 暴力が絡んでいる離婚調停で家裁へ来る場合、実家等に別居していてそれを見つけれられ、追いかけられたというようなケースもあると思う。そういう場合の民間のシェルターとの連携ということも裁判所として検討されてはいかがかと思う。

△ 暴力を受けている側が、暴力を振るう側に居場所を知られたくないという要望はよくあることで、相手方に情報を流さないよう手続を進めることに十分配慮している。

民間シェルターのような機関との情報交換、協議については、そのような機会があれば、ぜひ意見交換をしてみたい。

○ 社会支援があることを知らない人に対して、相談機関の一覧表のようなものをつくるということも1つの方法かと思う。

児童虐待防止法によれば、子どもが見ている前で両親がけんかをすることは、子供にとって心理的虐待とされている。調停の中で、加害者たる親に対して、子供にとっては非常に大きな傷になり得るということを知らせることが大事だと思う。

○ 調停委員は、少しでも子供に対する虐待があるのではないかと感じたときは、すぐ裁判官に知らせることが徹底されている。それを受けた裁判官は、必要があれば調査官とも、また児童相談所とも連携をとり、その地域で考えるようにしている。

△ 民間シェルターをはじめとする関係機関との連携だが、現実には、家裁に申し立てをされるDV関係の事案のほとんどがこういった相談機関、シェルター、あるいは弁護士を通じて行われており、既にその門をくぐっているケースが多

い。したがって、そういったケースの場合には、必要に応じて裁判所からその機関にアクセスをして、よりよい解決方法を探している。

逆に、こういった暴力事案が家庭の中に閉じこもってしまうケースがあり、こういった関係機関をくぐっていない場合には、御指摘のとおり、調停が終わってからの問題もあり、必要に応じて、女性相談センターや民間シェルターにこちらの持っている情報を積極的にお伝えして、その後のつながりを考えるという連携をしている。

とはいえ、そこをどれだけ正確に、しかもアクションを起こしてもらう形で情報提供をするかは、委員の御指摘のとおり、今後の課題であると考えている。

- ・ 次回の意見交換テーマ

△ 「ボランティア活動～比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置」というテーマで議論していただきたいと考えている。少年を取りまく環境の変化に伴って、軽い非行を犯す少年の性格も変化してきた。そこで、大阪家庭裁判所では、平成18年3月から、大阪市内の施設の協力を得て、少年に短期間のボランティア活動を体験させるプログラムを開始した。次回委員会ではその一端を紹介し、さらに有効な取り組みとするための御意見をいただきたい。

□ 事務局からの提案に御意見はないか。

(全委員) (了承)

- ・ 次回の予定等

ア 平成19年度第1回委員会開催日時

平成19年11月9日(金)午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

平成19年9月19日(水)午後2時

(別紙)

事務担当者からの説明

1 今回の具体的なテーマの趣旨

前回委員会に引き続き離婚調停がテーマとなったが、年金分割制度はいまだ施行されていないことから委員会で議論する時期ではないと考えた。そこで、調停進行が困難で、近時事件も発生している夫婦間の暴力を原因とする離婚調停を今回の具体的なテーマとさせていただいた。

2 配偶者からの暴力の現状

警察が認知した配偶者からの暴力に対する相談件数は、平成15年から平成17年までで約30%増加している。

離婚調停申立てで暴力を原因とすると申立書に記載されたものは約10%である。暴力を原因とする離婚調停の成立率は、全離婚調停の成立率よりも5%程度低くなっている。

裁判所では、調停期日において危害行為等が起こらないように、事件部と事務局が情報を共有し、連携を取り合って警戒をしている。

3 科学調査室の援助

事案に応じて、家庭裁判所調査官が、臨床心理学の知識を利用して、調停の関係人の調査を行い、面接を行って当事者を落ち着かせたり、調停に立ち会ったりしている。

4 医務室技官の関与

家庭裁判所には医師の資格を有する医務室技官が配置され、関係人が、家庭裁判所での手続を進めていく上で必要な能力を有しているかどうかの医学的診断などを行っている。

暴力事案には、加害者側及び被害者側双方に精神的な問題があることが多いため、事案に応じて、医務室技官が準備調査に同席し、調停に立ち会うなどして、調停が円滑に進行するように援助したり、情報提供したりしている。